

利用者負担額についてQ&A

Q1 この利用者負担額が適用される施設・事業はどこですか。

- A ○認定こども園（4 類型）・幼稚園（新制度移行園のみ）・保育所 【施設型給付】
○小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育（従業員以外）【地域型保育給付】
※認定こども園の4類型：幼保連携型・幼稚園型・保育所型・地方裁量型

Q2 1号認定で私立幼稚園と市立幼稚園ではどうして金額が違うのですか。

- A これまでの市内の私立幼稚園（44園）の入園料と保育料月額平均は、入園料：25,205 円、保育料月額：16,021 円に対し、市立幼稚園（5園）は、入園料：7,000 円、保育料月額：5,700 円となっていました。

子ども・子育て支援新制度では、利用者負担額は子どもの認定区分ごとに決めることになっていきますので、私立であっても市立であっても同じであることが基本です。このため、市立幼稚園の保育料についても、1号認定子どもの利用者負担額を適用することにしていますが、金額に大きな開きがあるため、激変を緩和する意味で、平成27年度は平成26年度の水準を維持し、その後、平成30年度までの3年間で段階的に1号認定子どもの利用者負担額に合わせていくことにしています。

Q3 2・3号認定の保育短時間認定とはどういったものですか。

- A 子ども・子育て支援新制度では、保護者の就労時間によって、子どもを預けられる時間の異なる「保育標準時間認定（現行と同じ開所時間の11時間預けることができる。）」と「保育短時間認定（保育時間の8時間預けることができる。）」を設けるような仕組みであり、判断基準となる就労時間は市町村が定めることになっています。本市では、保育標準時間認定：保護者の月の就労時間120時間以上、保育短時間認定：保護者の月の就労時間64時間以上120時間未満にしています。

Q4 地域型保育の利用者負担額はどうなるのか。

- A 地域型保育は、新制度で新たに実施される事業で、Q1にもあるように、小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育（従業員以外）の4事業で、満3歳未満児を対象としていますので、3号の利用者負担額が適用されます。